

第142号議案

学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

品川区長 森澤恭子

学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成21年品川区条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の4」を「100分の10」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「人事委員会」を「特別区人事委員会」に、「規則」を「品川区教育委員会規則」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

2 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

付 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(説明) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、学校教育職員の教職調整額の支給率を引き上げるほか、教職調整額の支給制限を廃止する必要がある。